

令和 7 年度税制改正の大綱 (抜粋)

〔 令和 6 年 12 月 27 日
閣 議 決 定 〕

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

（国 税）

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円
 - ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
 - ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
 - ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の必要の措置を講ずる。

（注 1）上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、給与

〈国民健康保険税〉

- (6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。
- ① 基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円（現行：65 万円）に引き上げる。
 - ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 26 万円（現行：24 万円）に引き上げる。
- (7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 30.5 万円（現行：29.5 万円）に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 56 万円（現行：54.5 万円）に引き上げる。

二 資産課税

1 租税特別措置等

(国 税)

〔延長・拡充等〕

〈相続税・贈与税〉

- (1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。
 - (3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
 - (4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- (注) 上記 (3) 及び (4) の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。